様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第９号の４に掲げる無線設備	ＰＲ
第２条第１項第９号の５に掲げる無線設備	ＶＲ
［略］	［略］

［注５　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十五条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十四日

法務大臣　平口　洋

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（表示登記専門官の定数、配置及び職務）	（表示登記専門官の定数、配置及び職務）
第五十二条　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百三十五人以内を置く。	**第五十二条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百三十七人以内を置く。
［２・３　略］	［２・３　同上］
附　則	**附　則**
［１～４　略］	［１～４　同上］
５　第五十二条第一項の表示登記専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。	５　第五十二条第一項の表示登記専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち五人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。
６　［略］	６　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第９号の４に掲げる無線設備	ＰＲ
［同左］	［同左］

［注５　同左］